諮問番号：平成２９年度諮問第５５号

答申番号：平成３０年度答申第２０号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　大阪府知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２９年２月２１日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付額改定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の審査請求書及び反論書等における主張の要旨

（１）審査請求書の要旨

平成２９年１月２９日、出生届を提出した際、他に必要な手続はないか職員に尋ねたが、その際「ない」と返答され、必要な手続は全て終了したものと受け取った。後日電話で確認したところ、休日に対応した場合、その他に必要な手続についての説明はしていない、というが不親切である。こちらがわざわざ尋ねてまでいるのに教えてもらえず、そのせいで手続が遅くなり適切な時期からの手当が受け取れないことは納得できない。役所側のミスで手当が受けられないのは不当である。

また、平成２９年２月２０日、別件で役所を訪れた際に手続をとる形となったが、もしこちらが出向いていなければ手続はさらに遅くなっていたのではないか。本来受け取れるべきである同年２月分の児童手当を２人分、受け取れないのは違法不当である。全て役所側の落ち度である。

（２）反論書等の要旨

弁明書には、出生届を出された方に「出生届を出された皆様へ」というリーフレットを渡すことにより案内周知を行っている、となっているが、審査請求人はリーフレットを受け取っていない。母子手帳やホームページ等にも掲載しているということであるが、一方的に示されているものであり、産後様々な手続が必要で多忙な中、役所で必要な手続の中で抜けているものはないのか、役所の人間に尋ねるのが一番間違いないと信じ、尋ねた上で「特にない」と返答されたため、必要な手続は１月２９日の時点ですべて完了したものであると認識した。間違った説明をした役所のミスで、本来受け取れるべき手当を受け取れないことが納得できない。役所はミスを認めず、謝罪もなく、手当も受け取れない。口頭でのやりとりであったため証拠物等はないが、このような結論に対し、怒り心頭である。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は棄却が妥当である。

２　審理員意見書の理由

　審査請求人は、平成２９年１月２９日に処分庁に出生届を提出した際に応対した職員に「他に必要な手続はないか」と尋ね「特にない」と返答されたと主張している。

一方、処分庁は、「平成２９年１月２９日は日曜日で閉庁日であり、通常の窓口業務は行っておらず、出生届等の戸籍業務の受付についてのみ宿日直員が行っていた。宿日直員は、出生届を受け取った際に、他に必要な手続はないかと尋ねられ、出生の届け出の手続については『特にない』と答えたものである。」と主張している。

市町村の窓口業務における休日や時間外の対応については、宿日直で出生届等の戸籍に関する届け出のみを受付、後日、開庁日に審査・受理することが一般的であり、処分庁においてもそのように対応していることが認められる。休日に出生届を提出した審査請求人から「他に必要な手続はないか」と問われた宿日直員が「特にない」と答えたことは誤った対応であるということはできない。

また、処分庁は母子健康手帳や手続等の案内チラシに児童手当制度について掲載し、ホームページでも制度の周知をしていることから、支給要件に該当する者への周知に努めていたことが認められる。

次に、審査請求人は、平成２９年２月２０日に児童手当・特例給付額改定請求書を処分庁に提出し、処分庁は対象児童の受給資格認定を行い、平成２９年２月２１日付けで児童手当・特例給付額改定処分をし、請求をした日の属する月の翌月である３月から給付を開始しており、この点についても法第８条第２項に従って適切に処理されており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成３０年３月１４日　　　諮問書の受領

　平成３０年３月１６日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月３０日

口頭意見陳述申立期限：３月３０日

　平成３０年３月２３日　　　第１回審議

　平成３０年４月２０日　　　審査庁から資料を受領

　平成３１年１月２８日　　　第２回審議

　平成３１年２月８日　　　　第３回審議

　平成３１年３月１１日　　　第４回審議

**第５ 審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と規定し、第１号において、

「次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(中略)であつて、日本国内に住所(中略)を有するもの」とし、イとして、

　　「イ　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。)」

と規定している。

（２）法第６条第１項は、児童手当の額について定め、「児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。」とし、第１号において、

「児童手当(中学校修了前の児童に係る部分に限る。)　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額」とし、イとして、

「次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが三歳に満たない児童(施設入所等児童を除き、月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下この号において同じ。)、三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。)であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(施設入所等児童を除く。以下この号において「三歳以上小学校修了前の児童」という。)又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(施設入所等児童を除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の児童」という。)である場合(ハに掲げる場合に該当する場合を除く。)　次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額」とし、(1)として

「当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は三歳以上小学校修了前の児童である場合　次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める額」とし、(ii)として

「当該三歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合　一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額」と規定している。

（３）法第９条は、児童手当の額の改定について定め、第１項において「児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。」とし、同条第２項において準用する法第８条第３項において、

「受給資格者が（中略）災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、（中略）やむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が（中略）やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。」と規定している。

ここでいう「災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合」とは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的に見て容認できる場合をいうものとされており、また、月末に児童が出生した場合についても、通常出生日の属する月に認定請求を行うことは困難と考えられるため、１５日以内に認定請求を行えば、出生日の属する月の翌月分から手当が支給されるものと解されている。（「五訂 児童手当法の解説」（中央法規出版））

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年２月２０日、審査請求人から「児童手当・特例給付の額改定請求書」の提出があり、○○○○○○保健福祉センターにて同日付で受付した。

（２）平成２９年２月２１日、処分庁は、上記（１）の申請に基づき対象児童について受給資格認定を行い、同日付で額改定を通知した。

（３）○○○○○○保健福祉センターが交付する母子健康手帳６７ページ「子育て家庭への支援制度（○○○○○○○○○）（H28.10現在）」の「２.児童手当（申請が必要です）」には、「中学校３年生まで（中略）の児童を養育している方に、申請された月の翌月分から児童手当が支給されます。（中略）くわしくは、お住まいの区の保健福祉センター児童手当業務担当へお問い合わせください。（後略）」との記載がある。

（４）○○○のＷＥＢページの「児童手当」の項目に「申請できる人・申請方法・申請期日・申請窓口」についての記載があり、「第２子以降の出生当により養育するお子さんが増えた場合」の手続として、「出生等により、養育するお子さんの人数が増えた場合は、次の持ち物を持参し、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当までお越しください。１ 額改定請求書（記入例）、２ 印鑑（認印で可）」と記載があり、額改定請求書の様式はＰＤＦでダウンロードできるようになっている。

（５）○○○○○○の案内のＷＥＢページには、「区役所窓口の日曜開庁」についての記載があり、第４日曜日の窓口取扱い業務として「住民票、印鑑証明、転入・転出届出、就学手続、戸籍謄抄本、出生・婚姻等の戸籍届（他市町村の確認が必要なものは取扱いできないこともあります。）※なお、住民基本台帳ネットワークシステムに関する業務はお取り扱いできません。」と記載があり、同区の「よくある質問・問い合わせ」のＷＥＢページに「婚姻届・出生届・死亡届など、戸籍に関する届出は区役所の閉庁中にも行うことができます。この場合、宿直の者が届書をお預かりし、後日、住民情報担当の職員が審査をします。そのため、届書に誤り等があれば、後日改めてお越しいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。」と記載がある。

３　判断

　　本件について判断するに、上記１（３）のとおり、法において、児童手当の額の改定に係る手続については、原則、認定の請求をした日の属する月の翌月から行うこととされているが、例外として、災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後１５日以内に認定の請求をしたときは、認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めることが規定されている。

また、「災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合」とは「台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的に見て容認できる場合」や「月末に児童が出生した場合」といった社会通念上困難な事情により受給資格者が児童手当の支給要件に該当する者の出生の日の属する月に認定の請求を行うことができない場合であると解される。

まず、本件において、災害その他やむを得ない理由に該当する事情の有無について、審査請求人は明確に主張していないところである。ただ、休日の時間外窓口における出生届に係る手続時に児童手当の申請手続の案内がなされず、結果として認定の請求ができなかったことから、当該出生届に係る手続時に児童手当の申請手続に係る案内がされていなかったことが、災害その他やむを得ない理由に当たる旨を主張しているとも解される。この点について、当該出生届に係る手続時に児童手当の申請手続に係る案内がされていなかったことが、法第８条第２項の定める「やむを得ない理由」である台風や火災等といった認定請求ができなかったことが客観的に見て容認できる場合と同様の場合であるとは言い難く、また、母子健康手帳や処分庁における各種広報媒体において、児童手当の申請手続に係る案内が行われている状況をも勘案すると審査請求人の主張は、合理的な見解であるとは言えず、審査請求人の主張は認められない。

したがって、本件において、災害その他やむを得ない理由に該当する事情は認められず、児童手当が法の規定に基づき支給されるものであることから、審査請求人が認定の請求を行った平成２９年２月２０日の翌月である同年３月分から額改定を行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、また、額についても上記１（２）のとおり誤りはない。

以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）野一色　直人

委員　　　　　高畠　淳子

委員　　　　　松村　信夫